

独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更案 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

変 更	現 行
<p>独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業の担い手の育成・確保、林業・木材産業の成長産業化、水産業の「浜」単位での所得向上及び沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化などの農林水産政策の一環として、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資するという使命を果たすべく、農林水産大臣及び財務大臣が定めた平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間における信用基金の中期目標を達成するための計画（中期計画）を以下のとおり定める。</p> <p>これらの業務運営に当たっては、上記使命の達成に向け、業務の質の向上を図り、効率的、自律的に業務を実施するものとする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p> <p><u>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。</u></p>	<p>独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業の担い手の育成・確保、林業・木材産業の成長産業化、水産業の「浜」単位での所得向上及び沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化などの農林水産政策の一環として、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資するという使命を果たすべく、農林水産大臣及び財務大臣が定めた平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間における信用基金の中期目標を達成するための計画（中期計画）を以下のとおり定める。</p> <p>これらの業務運営に当たっては、上記使命の達成に向け、業務の質の向上を図り、効率的、自律的に業務を実施するものとする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。</p>